

補装具調査の経緯について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

1. 義肢・装具・座位保持装置調査の経緯について

【国リハの当初計画】

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所（主任研究者：井上剛伸部長）が研究主体となり、厚生労働科学研究費を活用し、平成 20～21 年度の 2 年計画の調査研究として実施。
- ・ 義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」という。）の所要費用、採算面にかかる調査、及び義肢等完成用部品供給にかかる所要費用に関する調査研究を計画。
- ・ 今回、義肢等事業の採算性についての状況を明らかにするとともに、個別義肢等の所要費用（素材費ならびに人件費）を、告示で定めている数値の根拠となる値と比較し、その差について分析するという方針で調査計画を立てた。

【調査の目標】

- ・ 個別の義肢等に要する費用の状況をもとに、素材費、人件費の実費用について平均値を求め、告示で定めている数値の根拠となる値と比較し、その差を示す。
- ・ 併せて、義肢等事業の収支の状況を明らかにすることで、採算面から基準額変更が必要かどうかの参考とするとともに、基準額の変更が義肢等事業の採算性に及ぼす影響について、幾パターンかのケースを提示し分析する。

【主な調査項目等について】

- ・ 個別義肢等について、基本工作法における作業にかかる正味作業時間
- ・ 個別義肢等にかかる材料費（材料使用量、価格）
- ・ 事業所全体の経常収支・営業収支
- ・ 義肢等事業のみの収支
- ・ 雇用人数
- ・ 就労時間
- ・ 遠距離出張回数
- ・ 立地地点
- ・ その他問題点（自由記入式）

【経緯】

- ・ 6月 補装具評価検討会にて予備調査票の確定。予備調査を行うことの了解を得る。
- ・ 7月 予備調査の実施（日本義肢協会、日本車いすシーティング協会の協力を得て、両協会のメンバーの一部を対象に予備調査を実施。）
この結果を踏まえ、回収率を上げるために、以下の修正を加える。
 - 収支に関する設問の簡略化（売上項目の統合など）。
- ・ 8月 補装具評価検討会にて本調査票案について意見をいただき、調査票を以下のとおり修正。
 - 個別義肢等にかかる材料費の設問の簡略化
（材料使用量と価格を材料ごとに個別に記入→個別義肢等ごとの材料費合計額を記入の形式に変更）。
 - ※素材費の変化の裏付けを取りにくくなる点の懸念があったものの、回答数値の正確性を高めることを優先した。
 - 個別義肢等の調査票で、児童向けの補装具のデータを分けて取るよう修正。
 - 個別義肢等の調査票での、事例選択基準の明記。
 - 回答例の付加。
 - 調査票全体を通じ、ページ数を抑えるようレイアウトを工夫。
 - 個別義肢等の調査票で「基本構造・製作要素の有無・個数」を記入する箇所において、義肢等見積りと対応させやすい形式に修正。
 - 調査票集計に要する時間の短縮のため、調査票ファイルを工夫。
以上の調査票修正作業を通じ、調査目的上必要十分な分量の調査項目の構成を図った。
- ・ 9月下旬 調査票発送（回収10月中旬。その後下旬に変更。）
- ・ さらに、11月上旬、再度回答を督促。（回収11月20日頃まで）

2. 義肢等完成用部品に係る調査の経緯について

【調査の目標】

- ・ 完成用部品供給（製造、輸入、販売）事業者が義肢等製作事業者に対して販売する価格と、部品登録申請時の申請価格との比較を行い、その点について状況を明らかにする。
- ・ 完成用部品の区分ごとの価格状況を明らかにする。
- ・ 完成用部品供給にかかる原価率・採算状況について明らかにする。

【経緯】

- ・ 8月 調査を実施
- ・ 10月下旬 分析結果がまとまる。
- ・ 11月上旬 追加の回答データを加え、再集計を行う。

3. 義肢等以外の補装具調査の経緯について

【調査の目標】

- ・ 個別補装具の出荷価格・出荷量について、実態を明らかにする。
- ・ 補装具製作・輸入・販売事業における経営状況（売上・費用）について、実態を明らかにする。

【経緯】

6月に開催した補装具評価検討会での結果を踏まえ、義肢等の調査と平行して、義肢等以外の補装具事業の採算面、出荷数、平均価格等について次のような経緯で調査した。

- ・ 6～7月 調査票作成作業。
- ・ 8月上旬 メール（一部郵送）にて調査票を発送する（9月中旬締め切り）。
- ・ 8月上旬～9月中旬 日本補聴器販売店協会との調整作業。
- ・ 9月中旬 修正された補聴器販売店向け調査票を、各販売店に発送。
- ・ 10月上旬 盲人安全つえメーカーや、義眼など、一部回答の全くない調査項目について、国リハスタッフが個別調査先について電話で協力を依頼。
- ・ 10月中旬 車いす、座位保持いす等、歩行器、歩行補助つえについて、回収状況がおもわしくないため、メール発送が可能な事業者について、国リハより直接メールで発送。
- ・ 10月下旬 集計作業。